

第2章 景観計画区域

1. 景観計画区域



第2章 景観計画区域

1. 景観計画区域

景観に対する課題や背景、町民の意向などを踏まえると、大洗町は町域全域に景観資源が広がっていることから、景観計画区域（景観法第8条第2項に基づく）を**大洗町全域**とします。今後は「人が輝き海が育む ふれあいのまち大洗」を実現するため、海や河川などの水辺に囲まれ緑豊かな美しい景観を保全し、景観を通じて人と人とのつながりが生まれるよう、全町域で景観形成を進めます。

■大洗町景観計画区域（大洗町全域）

